

著作権規定

(目的)

第 1 条 本規定は、日本物理教育学会（以下本会という）に投稿される著作物（本規定第2条に定義する）に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 本会発行の出版物に掲載される論文、記事等
 - ② シンポジウム、全国大会、本会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ③ ウェブサイトの記事
 - ④ その他前記①から③に類するものであって本会が指定するもの
- (2) 著作者 会員等であって、著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 著作財産権 著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 著作者人格権 著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条（公表権）第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第 3 条 著作財産権は、すべて本会に帰属する。ただし、複製権については一般社団法人学術著作権協会に権利を委託する。

- 2 著作財産権は、著作物の掲載が決定した時点をもって本会に譲渡されたものとする。
- 3 本会と他学会が共催する会議での著作物については、原則として著作財産権は共催学会の共有とする。ただし、共催学会との間で別段の取り決めがある場合は、そちらを優先する。

(著作者人格権の不行使)

第 4 条 著作者は、本会及び本会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、本会及び本会が著作物の使用を許諾した第三者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 本会は本会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に著作物の利用を許諾する場合には、著作者にその旨を通知する。

(著作物の利用)

第 5 条 本会に帰属する著作財産権（複製権を除く）を利用する場合本会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、著作者は、次の各号に定める場合には、本会の許諾を得ることなく著作物を利用できるものとする。利用にあたっては出典を明記する。
 - (1) 著作者自身が非営利の目的で自身の著作物を利用する場合
 - (2) 著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）

(著作者による保証等)

第 6 条 著作者は、著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②著作物が二重投稿ではないこと、及び③著作物が共同著作物である場合には、本会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

(二重譲渡の禁止)

第 7 条 著作者は、本会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第 8 条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第 9 条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(既発行の著作物の取り扱い)

第10条 本規定の施行以前に本会が編集・発行した著作物については、この規定の各号を準用する。

2012年3月1日 理事会